

埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業に関する  
ゾーニング検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ科学拠点施設整備運営事業の推進に当たり、民間事業者からの提案を受けて整備する「競技力向上施設と体育館以外の施設」の整備について、専門的見地からの検討を行うため、「埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業に関する専門家会議設置要綱」第3条の2及び「埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業推進会議設置要綱」第3条の2の規定に基づき、埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業に関するゾーニング検討委員会（以下「ゾーニング検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 ゾーニング検討委員会においては、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 「競技力向上施設と体育館以外の施設」の整備に係る民間事業者からの提案内容の実現可能性及び持続可能性の精査に関すること
- 二 「競技力向上施設と体育館以外の施設」の整備に係る上尾運動公園東側（以下、「事業区域」という。）のゾーニングに関すること
- 三 その他上尾運動公園の再編整備に関するゾーニング検討委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 ゾーニング検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 ゾーニング検討委員会には、委員長1名、副委員長1名を置き、選出は委員の互選とする。
- 3 委員長は、ゾーニング検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長は、必要に応じて委員以外の専門家または関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(運営)

第4条 ゾーニング検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 ゾーニング検討委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 ゾーニング検討委員会は、会議の公開により事業の運営に支障が生ずるおそれがある場合は非公開とする。

(守秘義務)

第5条 委員長及び委員その他関係者は、会議の内容又はその職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の任期終了後においても同様とする。

(任期)

第6条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 ゾーニング検討委員会の事務局は、埼玉県県民生活部スポーツ振興課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ゾーニング検討委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月25日から施行する。

別表（第3条関係）

氏名・役職	所属等	分野
小原 爽子	株式会社日本経済研究所 執行役員 地域本部 副本部長	PPP/PFI、スポーツと地域活性化
池邊 このみ	千葉大学 グランドフェロー	公園整備
田口 陽子	東洋大学工学部建築学科 教授	建築学
後藤 佑介	Deloitte Tohmatsu LLC	都市開発
鈴木 健	埼玉りそな銀行 地域ビジネス部 地域デザイン室長	金融・ファイナンス
本間 孝太郎	(公財) 埼玉県スポーツ協会	県内スポーツ団体統括
上尾市スポーツ振興課長	上尾市	地元市
スポーツ振興課長	埼玉県	県
公園スタジアム課長	埼玉県	県